特定復興産業集積区域若しくは復興産業集積区域等において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除、企業立地促進区域等において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除又は避難解除区域等において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書

事業年度	・ ・ ・ ・	法人名	

別表六(三十四)

令四・四・一以後終了事業年度分

税額控除に関する規定の該当条		1	震災特例法第17条の2・震災特例法第17条の2の2・震災特例法第17条の2の3				
事業の内容、適用を受ける資産の所在地等		2					
資産区分	種類	3					
	構造、用途、設備の種類又は区分	4					
	細目	5					
	取得年月日	6	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・
	事業の用に供した年月日	7	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・
取得価額	取得価額又は製作価額	8	円	円	円	円	円
	法人税法上の圧縮記帳による積立金計上額	9					
	差引改定取得価額 (8) − (9)	10					

法人税額の特別控除額の計算

当期分	(10)のうち10%又は6%適用資産の取得価額の合計額	11	円	当期分	当期税額控除可能額((17)と(19)のうち少ない金額)	20	円
	同上のうち建物及びその附属設備並びに構築物に係る額	12			調整前法人税額超過構成額(別表六(六)「8の㉗」)	21	
	(11)の資産以外の資産の取得価額の合計額((10)の合計)−(11)	13			当期税額控除額 (20) − (21)	22	
	同上のうち建物及びその附属設備並びに構築物に係る額	14		前期繰越分	差引当期税額基準額残額 (19) − (20)	23	
	税額控除限度額計算 ((11) − (12)) × $\frac{10}{100}$ + (12) × $\frac{6}{100}$	15			繰越税額控除限度超過額(29の計)	24	
	((13) − (14)) × $\frac{15}{100}$ + (14) × $\frac{8}{100}$	16			同上のうち当期繰越税額控除可能額((23)と(24)のうち少ない金額)	25	
	税額控除限度額 (15) + (16)	17			調整前法人税額超過構成額(別表六(六)「8の㉖」)	26	
	調整前法人税額(別表一「2」又は別表一の三「2」若しくは「14」)	18			当期繰越税額控除額 (25) − (26)	27	
	当期税額基準額 (18) × $\frac{20}{100}$	19			法人税額の特別控除額 (22) + (27)	28	

翌期繰越税額控除限度超過額の計算

事業年度又は連結事業年度	前期繰越額又は当期税額控除限度額	当期控除可能額	翌期繰越額 (29) − (30)
	29	30	31
・ ・ ・ ・	円	円	
・ ・ ・ ・			外 円
・ ・ ・ ・			外
・ ・ ・ ・			外
・ ・ ・ ・			外
・ ・ ・ ・			外
・ ・ ・ ・			外
・ ・ ・ ・			外
計		(25)	
当期分	(17)	(20)	外
合計			

機械設備等の概要